

総社市告示第82号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（資格取得のためのカリキュラムの修業期間の特例）</u></p> <p><u>2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日（令和3年4月から令和3年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和3年7月9日までに支給の申請があったものについては、修行を開始した日）」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月（修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日（令和3年4月及び5月の出席状況等については、令和3年7月9日）」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この告示は、平成23年4月1日から施行する。</u></p>

附 則
この告示は、公布の日から施行する。